

# 出生

に関連するおもな手続き ※他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当係・直通電話番号	
住所 戸籍	子どものマイナンバー（12桁の番号）	※後日、通知が郵送で送られます （約1か月） ※通知書の到着前にマイナンバーを利用する場合は、マイナンバー入り住民票を取得してください		
	子どもの住民票コード（11桁の番号）通知	案内と一緒にお渡しします		
	子どものマイナンバーカード申請	出生届と併せてマイナンバーカードの申請をすることで、ご自宅にカードが届きます（申請時点で1歳未満の場合、顔写真はつきません）	法定代理人の本人確認書類が必要です （例：マイナンバーカードと免許証等） 後日申請の場合は、お子様の来庁と本人確認書類の持参が必要です	町民課 町民係 0985-77-3466
	母子健康手帳への出生証明	出生届があったことを証明するもの	母子健康手帳	
	広報掲載の許可・子育て支援センター案内	案内をお渡しします		

保険 年金	子どもが国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入	
	→出産した人が国民健康保険の人		福祉保険課 保健推進係 0985-77-1114
	① 出産一時金	出産育児一時金申請	・分娩費用明細書 ・出産育児一時金直接支払制度利用届 ・領収書
	② 国保税の減免	産前産後期間に係る保険料減免届	・母子健康手帳
	③ 年金の免除	産前産後期間に係る国民年金保険料の免除申請	・母子健康手帳
→出産した人が国民健康保険以外の人	※同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に問い合わせください		健康保険の加入先

こども	児童手当の申請	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は、勤務先で申請してください <b>出生の翌日から起算して15日以内</b>	・請求者の健康保険の資格確認書等 ・請求者の口座が確認できるもの
	子ども医療費助成の申請	子ども医療費助成の申請	・子どもの健康保険の資格確認書等 ・保護者名義の口座が確認できるもの
	出産祝金の申請	出産祝金の申請	※担当係へお尋ねください
	ひとり親に該当する人	児童扶養手当の相談 ひとり親家庭医療費助成の相談	※担当係へお尋ねください
	未熟児で出産された人	低体重児の届出 （2,500g未満）	・低体重児出生届 ※届出書は健康センターにてお渡しします ・提出者の本人確認ができるもの

# 綾町役場

〒880-1392  
綾町大字南俣 515 番地

窓口受付時間 午前 **8時30分** ~ 午後 **5時15分**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



届出人 父：

母：

生まれた子の名：

## ご誕生おめでとうございます

## 手続きチェックシート 出生

忘れずにお持ちください

### 出生届

お子さまが生まれたら **14日以内**に届出してください

<届出に必要なもの>

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

関連する手続きは内側にあります

- ・ 必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためて来庁いただく場合があります。
- ・ 他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください。

### 本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの>



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に  
**2点**が  
必要なもの

- ・ 健康保険の資格確認書等
- ・ 介護保険証
- ・ 年金手帳\*
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認します。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。